

## 2 報告

### (1) 事業の進捗状況及び今後の予定について

#### 1) 予算関係について

- ・ごみ中間処理施設整備運営事業費の債務負担行為として  
令和3年度～令和27年度 42,529,390千円に物価変動による増減額  
並びに消費税及び地方消費税を加算した金額  
を、組合議会（令和2年第1回定例会：3月26日開催）にて議決。

#### 2) 事業者選定手続について

- |           |                          |
|-----------|--------------------------|
| 令和2年4月16日 | 実施方針、要求水準書（案）の公表【※】      |
| 4月30日     | 実施方針、要求水準書（案）に係る質問受付：4団体 |
| 5月下旬      | 実施方針、要求水準書（案）に係る質問回答（予定） |
| 8月        | 整備運営事業の入札公告（予定）          |
| 令和3年3月    | 落札者の決定（予定）               |
| 6月        | 仮契約の締結（予定）               |
| 8月        | 本契約の締結（組合議会の議決後）（予定）     |

#### 3) 用地取得事務について

- 令和2年4月から 順次、地権者と個別に土地売買仮契約を締結中

- 【※】実施方針の概要版について、[報告資料2](#)を御参照ください。  
要求水準書（案）の概要版について、[報告資料3](#)を御参照ください。  
その他、ごみ中間処理施設の概要、整備スケジュール等について、  
[報告資料4](#)を御参照ください。

1. 実施方針の位置づけ

組合では、民間事業者の有する経営能力及び技術的能力を活用し、効率的かつ効果的な事業実施を図るため、厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業(以下「本事業」という。)をPFI法の手続に準じて実施する。

PFI法に準じて実施することを周知するとともに、事業内容等について具体的に示すことで、民間事業者の事業参加のための検討を容易にし、それに対する意見等を聴取することにより、より効率性・実効性の高い事業実施条件を検討することを目的に実施方針を公表するものである。

2. 特定事業の選定に関する事項

<事業概要>

事業目的	本事業は、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2025年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設(ごみ中間処理施設)を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。民間事業者は、本施設の機能面、安全面に配慮するとともに最新の経済観念も導入してコスト(建設費及び運営費)低減を重視した計画とする。	
整備施設	・高効率ごみ発電施設(循環型社会形成推進交付金対象事業) ・粗大ごみ処理施設(循環型社会形成推進交付金対象事業) ・災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア) ・関連施設(要求水準書により整備される上記以外の全ての施設)	
事業方式	DBO方式	
事業期間	2021年8月(予定)～2045年度 設計・施工期間: 2021年8月～2025年11月末 運営期間: 2025年12月1日～2045年11月末(20年間)	
建設予定地	厚木市金田1611-イ-1ほか(約5.5ha)	
主要項目	年間処理量	高効率ごみ発電施設: 55,078t/年(処理対象物: 可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣) 粗大ごみ処理施設: 2,380t/年(処理対象物: 粗大ごみ)
	施設規模及び炉型式等	高効率ごみ発電施設: 226t/24H(113t/24H×2炉)、全連続運転式ストーカ炉(廃熱ボイラ式) 粗大ごみ処理施設: 12t/5h、破碎・選別
	その他	敷地造成工事(工作物の撤去含む)、災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)工事、上水道工事、下水道(污水管・雨水管)工事、道路工事、用水路代替え工事、外構工事等

<民間事業者の業務範囲>

業務項目	業務内容
設計・施工業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>建設請負事業者は、組合と締結する建設請負契約に基づき処理対象物の適正な処理が可能な本施設の設計及び施工を行う。なお、設計・施工業務とは、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要な全ての工事をいう。</li> <li>建設請負事業者は、本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分、建築確認(計画通知)等の本事業に必要な許認可手続、有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務を行う。</li> <li>建設請負事業者は、組合が行う循環型社会形成推進交付金の申請手続等及び関係法令に基づく許認可申請等について、必要な資料作成等を行う。</li> </ul>
運営業務	<ul style="list-style-type: none"> <li>運営事業者は、組合と締結する運営委託契約に基づき、ごみ中間処理施設の運営業務として処理対象物を受入れ、処理対象物の適正処理及びエネルギー回収を行う。なお、運営業務は、ごみ中間処理施設の誘導業務、運転管理業務、維持管理業務、エネルギー利用、用益管理、情報管理業務、環境管理業務、防災管理業務、料金徴収業務、物品等の調達及び関連業務をいう。</li> <li>運営事業者は、焼却残渣、不燃残渣、鉄、アルミの適正処理及び保管を行う。灰引取業者等の引取条件を満足する一般廃棄物等については、組合が指定する灰引取業者等に引き渡す。</li> <li>運営事業者は、焼却処理に伴って発生する熱エネルギーを利用して発電を行う。発電した電力は、場内及び隣接する災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)(照明・外灯、管理棟、トイレ、せせらぎ等)に供給し、余剰電力を電気事業者等へ売電する。なお、売電に係る手続き等も運営事業者で行うが、売電収入は、組合に帰属する。また、余熱については、場外の余熱利用施設(既厚木市ふれあいプラザのリニューアル施設)に供給を行う。</li> </ul>

<組合の業務範囲>

業務項目	業務内容
事業用地の確保	本事業を実施するための事業用地は必要な時期までに確保する。用地取得の状況によっては入札公告が延期又は中止となる場合がある。
処理対象物の搬入(構成市町村)	処理対象物の収集・運搬及びごみ中間処理施設へ搬入を行う。
本事業モニタリング	設計・施工業務において設計内容の承諾及び工事の監理並びに監督を行う。また、運営業務において、本事業の実施状況を監視する。
主灰等運搬・処分	ごみ中間処理施設から発生する焼却残渣、不燃残渣、有価物(鉄、アルミ)を資源化するため、運搬、搬出する。(組合が灰引取業者等へ委託)
災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)管理	運営期間にわたって災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)の管理を行う。
施設見学者対応	ごみ中間処理施設への見学者の受付、案内等を運営事業者と連携して行う。
施設整備費及び運営委託料等の支払い	施設整備費を建設請負事業者に、運営委託料を運営期間にわたって運営事業者を支払う。
その他	本施設の設計・施工に係る循環型社会形成推進交付金の申請を含む行政手続等の対応及び周辺住民への対応を民間事業者と連携して行う。

3. 民間事業者の募集及び選定に関する事項

<民間事業者の募集及び選定方法>

本事業への参加を表明する民間事業者を広く公募する。選定は、公平性・透明性を確保するため、総合評価方式による一般競争入札により実施する。

<民間事業者の募集及び選定スケジュール>

スケジュール(予定)	内容
令和2年4月16日	実施方針及び要求水準書(案)の公表
令和2年4月30日	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見の受付締切
令和2年5月下旬	実施方針及び要求水準書(案)に関する質問・意見への回答公表
令和2年6月下旬	特定事業の選定公表
令和2年8月上旬	入札公告及び募集要項公表・配布
令和2年8月下旬	参加資格審査に関する質問の受付締切
令和2年9月上旬	参加資格審査に関する質問への回答公表
令和2年9月中旬	参加資格審査申請書類の締切
令和2年9月中旬	参加資格審査結果の通知
令和2年9月下旬	募集要項に関する質問締切
令和2年10月下旬	募集要項に関する質問への回答公表
令和2年11月下旬	概要ヒアリングの実施
令和3年1月中旬	事業提案書の受付締切
令和3年3月下旬	事業提案書の審査
令和3年3月下旬	落札者の決定及び公表
令和3年3月下旬	基本協定の締結
令和3年6月	仮契約の締結
令和3年8月	建設請負契約の議決
令和3年8月	特定事業契約の締結

## <入札参加者の資格審査>

入札参加者は、以下の資格要件を全て満たさなければならない。組合は、参加表明者が入札参加者としての資格を有することの確認を行うために参加資格審査を実施する。

### 【入札参加者の構成等】※本事業において特徴ある要件のみ転記する。

- ① 入札参加者は、設計・施工業務及び運營業務を行う予定の複数の企業で構成する企業グループとする。
- ② 入札参加者は、入札参加者を構成する企業のうち、事業開始後、設計・施工業務、運營業務の一部を組合又は民間事業者から請負若しくは受託することを予定しており、かつ、特別目的会社に出資する企業(以下、「構成員」という。)及び特別目的会社に出資しない企業(以下、「協力企業」という。)から構成されるものとする。(構成員のみで構成することも可能)。
- ③ 構成員は全て特別目的会社に出資し、構成員以外の特別目的会社への出資は認めない。
- ④ 入札参加者のうち、代表企業は特別目的会社への出資割合は出資者中で最大、かつ、プラントの設計・施工業務を主に行う者とする。また、代表企業の議決権を有する株式の保有割合は、事業期間中を通じて 50%を超えるものとする。
- ⑤ 設計・施工業務において、プラントの設計・施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく清掃施設工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 1,000 点以上であること。また、建築土木の施工を行う企業は、最新の建設業法に基づく建築一式工事及び土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が各々 1,500 点以上である企業を 1 社、及び構成市町村内に本社又は本店があり、最新の建設業法に基づく建築一式工事又は土木一式工事に係る経営事項審査結果の総合評定値が 750 点以上である企業 1 社以上を構成員又は協力企業に含めること。
- ⑥ 代表企業、構成員及び協力企業は、他の入札参加者の構成員又は協力企業として参加できないものとする。  
...etc

### 【入札参加者の参加資格要件】※本事業において特徴ある要件のみ転記する。

#### 1)設計・施工に関する資格要件

代表企業、構成員又は協力企業のうち、建設請負事業者として、以下の(1)から(4)までの各項の要件を満たす企業が含まれること。また、プラントの設計・施工、建築物の設計、土木の設計、建築土木の施工の工種ごとに配置できる専任の監理・管理技術者を有すること。

#### (1)プラントの設計・施工を行う企業

- ① プラントの設計・施工を行う企業は、平成 20 年以降に以下の要件を満たす地方公共団体の所有する一般廃棄物処理施設の納入実績があること。
  - ・ 1 炉 90 日以上連続運転の実績を有する 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ストーカ式焼却施設
- ② 設計業務において、技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、又は、RCCM の資格保有者(業務に該当する技術部門)若しくは、建設工事コンサルタント第三条第一号口に定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。
- ③ 施工業務において、建設業法における清掃施設工事に係る監理技術者資格証を有する者を専任で配置できること。  
...etc

#### (2)建築物の設計を行う企業

- ① 一級建築士の資格を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。  
...etc

#### (3)土木の設計を行う企業

- ① 技術士(総合技術監理部門(業務に該当する選択科目)又は業務に該当する部門)、又は、RCCM の資格保有者(業務に該当する技術部門)若しくは、建設コンサルタント登録規程第三条第一号口に定める実務経験等を有する管理技術者及び照査技術者を配置できること。  
...etc

#### (4)建築土木の施工を行う企業

- ① 建築工事については建設業法における建築一式工事に係る監理技術者として、一級建築施工管理技士または一級建築士の資格者証を有する者、土木工事については建設業法における土木一式工事に係る監理技術者として、一級土木施工管理技士またはこれと同等の資格を有する者を専任で配置できること。(双方の資格を有するものである場合は 1 名でも可)  
...etc

#### 2)ごみ中間処理施設の運営を行う企業

代表企業、構成員又は協力企業のうち、ごみ中間処理施設の運營業務を担当する企業(運営事業者から同業務を受託する企業又は運営事業者から運転人員の派遣を行う企業)は、以下の要件を満たすこと。また、ごみ中間処理施設の運營業務を複数の企業で実施する場合は、少なくとも主たる業務を担う 1 社が以下の要件を満たすこと。

- ① 地方公共団体が所有し、稼働実績を有する 1 炉当たり 100t/日以上かつ 2 炉構成以上の蒸気タービン発電設備付ごみ焼却施設(全連続燃焼式ストーカ炉)で、3 年以上の運転実績(単年度運転委託を含む。)を有していること。
- ② 廃棄物処理施設技術管理者(ごみ処理施設)の資格、及び前項の焼却施設での 3 年以上の運転実績を有し、かつ 1 年以上(運転実績期間との重複を認める。)現場総括責任者の経験を有する専門の技術者を運営開始から 1 年以上専任で配置できること。  
...etc

#### <審査手順>

- ・ 組合は、民間事業者の審査を実施するに当たって選定部会を設置する。選定部会は、学識経験者、構成市町村職員等で構成し、専門的、技術的見地から提案内容の検討を行い、評価した結果を組合に報告する。
- ・ **資格審査**提出された参加資格審査申請書類を基に、選定部会で資格要件を満たしているかの確認及び本事業の事業期間中、安定的に遂行する能力の有無について審査する。
- ・ **基礎審査**募集要項において示す本事業の基本的条件及び要求水準に対して、選定部会で入札参加者の提案が十分に満足していること、事業計画がコストや収益の面から事業としての妥当性を有しているか等を確認する。
- ・ **提案審査**基礎審査を通過した入札参加者の提案について、選定部会で事業提案書及び提案価格の定量化審査を行い、総合点が最も高い入札参加者を選定する。

## 4. 民間事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### <想定されるサービスの水準及び仕様>

民間事業者は、本事業の募集要項に示す本施設等の機能(性能要件)が十分発揮できるよう、募集要項及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、設計・施工業務、運營業務を行う。

### <想定されるリスク及び分担>

本事業におけるリスク分担の考え方は、「PFI事業におけるリスク分担等に関するガイドライン」等に基づき、当該リスクを最も良く管理可能な者が適正に分担することとする。

組合と民間事業者のリスク分担は、原則として次頁に示す資料「事業に係るリスク分担」によるものとする。

◆事業に係るリスク分担◆

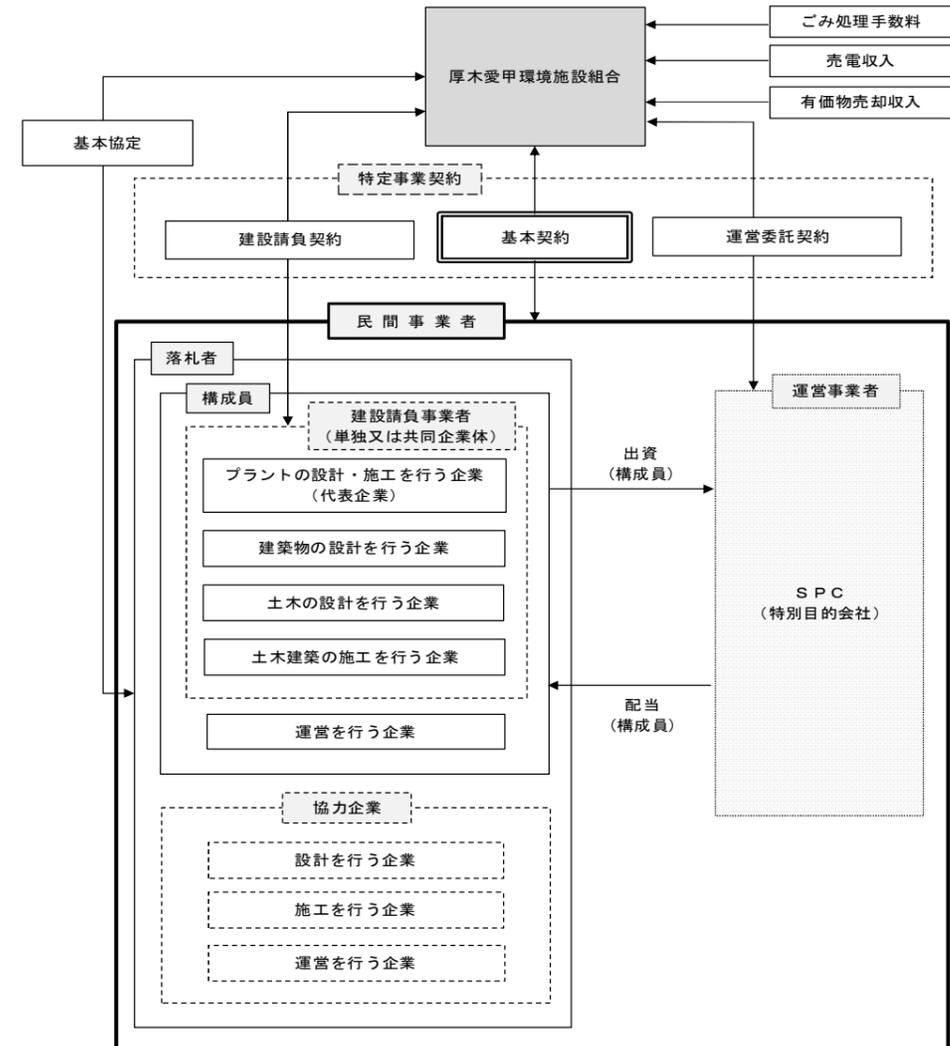
(○:主分担、▲:従分担)

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考	
			組合	民間事業者		
全期間	募集資料リスク	募集資料(入札説明書)等の誤り又は変更に関するもの	○			
	応募リスク	応募費用に関するもの		○		
	契約締結リスク	組合の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの	○			
		民間事業者の事由による契約不調及び契約手続の遅延に関するもの		○		
	制度関連	法令変更リスク	本事業に直接関連する法令・税制の変更等に関するもの 上記以外の法令・税制の新設・変更等に関するもの	○	○	
		政治リスク	政策方針の変更による事業若しくは操業の中止又は費用の増大に関するもの	○		
		許認可リスク	民間事業者が取得すべき許認可の取得の遅延に関するもの		○	
		交付金リスク	民間事業者の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの その他の事由により予定していた交付金額が交付されない等による計画遅延、費用の増大等に関するもの	○		
	社会環境	周辺住民対応リスク	組合が民間事業者に対して提示する条件に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの	○		
			民間事業者の提案内容及び民間事業者が実施する業務に関する周辺住民等の反対運動、訴訟又は要望による計画遅延、条件変更、操業停止及び費用の増大等に関するもの		○	
		第三者賠償リスク	民間事業者が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの		○	
			組合が実施する業務に起因して発生する事故等、本施設の劣化などの維持管理の不備による事故等に関するもの	○		
	環境保全リスク	民間事業者が実施する業務に起因する有害物質の排出、騒音及び振動等の周辺環境の悪化又は法令等の規制基準の不適合に関するもの		○		
	用地リスク	地中障害物、その他募集資料等から予見できないことに関するもの 事業用地の確保に関するもの	○			
	資金調達リスク	民間事業者において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの 組合において本事業実施に際して必要とする資金の調達に関するもの	○	○		
	物価変動リスク	設計・建設、運営期間中の物価変動に伴う民間事業者の経費の増減に関するもの	○	▲	一定範囲内の物価変動は従が負担する。	
	要求水準不適合リスク	規定する要求性能の不適合に関するもの		○		
	不可抗力リスク	天災等大規模な災害及び暴動等の予測できない事態の発生による設計変更、事業の変更、延期、中断若しくは契約解除等に関するもの	○	▲	一定範囲内の費用は従が負担する。	
	債務不履行リスク	民間事業者の事業放棄、事業破綻に関するもの又は民間事業者の業務内容が契約に規定した条件を満足しない場合等に関するもの 組合の債務不履行、支払遅延又は当該事業が不要になった場合等に関するもの	○			
	事故の発生リスク	民間事業者の事由による事故の発生に関するもの 組合の事由による事故の発生に関するもの	○	○		
設計段階	測量・調査リスク	組合が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの	○			
		民間事業者が実施した地形・地質等現地調査の不備に伴う計画・仕様変更による費用の増大に関するもの		○		
	設計変更リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの	○			
		民間事業者の提案内容の不備・変更による設計変更による費用の増大に関するもの		○		
	計画変更リスク	組合の事由による計画変更、遅延に関するもの	○			
建設着工遅延リスク	組合の事由による建設工事の着工遅延に関するもの 民間事業者の事由による建設工事の着工遅延に関するもの	○	○			
建設段階	工事費増加リスク	組合の提示条件の不備又は指示による工事工程や工事方法の変更若しくは工事費の増大に関するもの	○			
		民間事業者の事由による工事費の増大に関するもの		○		
	工事遅延リスク	着工後の組合からの指示等、組合の事由による工事の遅延に関するもの	○			
		民間事業者の事由による工事の遅延に関するもの		○		
一般的損害リスク	工事目的物・材料・その他関連工事に関して生じた損害に関するもの		○			
試運転・性能試験リスク	試運転・性能試験(民間事業者実施)に要する廃棄物の供給等に関するもの 試運転・性能試験(民間事業者実施)の結果、契約等で規定した要求性能の不適合に関するもの	○	○			

期間	リスクの種類	リスクの内容	分担		備考
			組合	民間事業者	
運営段階	計画変更	組合の事由による事業内容、用途の変更に関するもの	○		
	運営費用増加リスク	民間事業者の事由による運営費用の増大に関するもの		○	
	運営開始遅延リスク	組合の指示、提示条件の不備・変更に関するもの	○		
		上記以外の要因に関するもの		○	
	ごみ量変動リスク	ごみ量が変動した場合の処理に関するもの	○		
	ごみ質変動リスク	計画ごみ質から逸脱した場合の処理に関するもの	○		
	不適物処理リスク	搬入される不適物の処理に関するもの	○		
	ごみ受入制約時の対応	民間事業者の事由によるごみ中間処理施設処理不能のため、ごみの受入が制約された場合における組合の増加費用負担に関するもの		○	
	売電収入変動リスク	電力会社の売電単価変更等による計画からの売電収入の変動に関するもの	○		
		ごみ中間処理施設管理・運転不備その他要求水準との不適合に起因する運転停止等、民間事業者の事由による計画からの売電量減少に関するもの		○	
	余熱供給リスク	ごみ質、ごみ量及び余熱利用施設側(整備配管含む)の事由による余熱利用施設への余熱供給量の変動及び停止に関するもの	○		
		上記以外、民間事業者の事由による場外余熱利用施設への余熱供給量の変動及び停止に関するもの		○	
	本施設契約不適合リスク	契約不適合責任期間中における本施設の契約不適合に関するもの		○	
ごみ中間処理施設の性能確保リスク	事業終了時におけるごみ中間処理施設の性能確保に関するもの		○		

※ 本リスク分担表は、本事業における主なリスクに対する基本的な考え方を示すものであり、詳細については、契約書案等で示す。契約書案に定めのない事項については、必要に応じて、組合及び民間事業者が協議して定めるものとする。

◆事業スキーム(例)◆



1. 一般事項

<要求水準書の位置づけ>

要求水準書は「厚木愛甲環境施設組合ごみ中間処理施設整備運営事業(以下「本事業」という)」の基本的な仕様やサービスの水準等について示したものである。

本事業の目的達成のために必要な設備、又は業務等については、要求水準書等に明記されていない事項であっても民間事業者の責任において全て完備、又は遂行するものとし、要求水準書の記載内容を満足することを前提として創意工夫を発揮した自由な提案やそれを上回る提案を妨げるものではない。

<事業概要>

事業目的	本事業は、組合が将来にわたって安定的かつ安全なごみ処理体制を維持していくため、2025 年度中に新たな可燃ごみ等の処理施設(本施設)を整備し、適切な運営を行うことを目的とする。		
整備施設	・高効率ごみ発電施設(循環型社会形成推進交付金対象事業) ・粗大ごみ処理施設(循環型社会形成推進交付金対象事業) ・災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア) ・関連施設(要求水準書により整備される上記以外のすべての施設)		
事業方式	DBO方式		
事業期間	2021 年 8 月(予定)～2045 年度 設計・施工期間: 2021 年 8 月～2025 年 11 月末 運営期間: 2025 年 12 月 1 日～2045 年 11 月末(20 年間)		
事業用地	建設予定地	厚木市金田 1611-イ-1 ほか(約 5.5ha)	
	留意点等	● 洪水・浸水対策のため T.P.+25.50m まで盛土を行う ● 施設エリア約 1.8ha、災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)約 3.7ha、 ● 施設エリア及び緑地のエリアともに緑化率 15%以上	
周辺設備	電気	高圧受電(6,600V)	
	用水	プラント用水: 再利用水及び上水(非常時: 井水)、生活用水: 上水、洗車用水: 再利用水及び上水	
	ガス	供給なし(必要な場合は、事業者にて用意)	
	排水	プラント排水: 施設内循環利用後、公共下水道(污水管)へ放流 生活排水: 公共下水道(污水管)へ放流	
高効率ごみ発電施設 主要項目	年間処理量	55,078t/年(処理対象物: 燃えるごみ、可燃性粗大ごみ、可燃残渣)	
	施設規模及び炉型式	226t/24h(113t/24h×2 炉)、全連続燃焼式ストーカ炉(廃熱ボイラ式)	
	発電効率	17%以上	
粗大ごみ処理施設 主要項目	年間処理量	2,380t/年(処理対象物: 粗大ごみ)	
	施設規模及び方式	12t/5h、破碎・選別	
	選別性能	[純度]鉄 95%以上、アルミ 85%以上 [回収率(参考値)]鉄 90%以上、アルミ 60%以上	
	破碎性能	150mm 以下	
公害防止基準 (保証値)	排ガス	ばいじん	0.005g/m <sup>3</sup> N 以下
		硫黄酸化物(SO <sub>x</sub> )	10ppm 以下
		塩化水素(HCL)	10ppm 以下
		窒素酸化物(NO <sub>x</sub> )	20ppm 以下
		ダイオキシン類(DXN)	0.01ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
		水銀(Hg)	30μg/m <sup>3</sup> N 以下
		一酸化炭素(CO)	30ppm 以下
	その他条例項目(カドミウム、鉛等)	県条例を遵守	
	排水	プラント排水、生活排水	下水道法等に基づく事業場等の排除基準を遵守
	騒音	8 時～18 時: 55dB、6 時～8 時及び 18 時～23 時: 50dB、23 時～6 時: 45dB	
振動	8 時～19 時: 65dB、19 時～8 時: 55dB		
悪臭	臭気指数(敷地境界): 10 以下		

2. 本施設の設計・施工に係る業務

<設計・施工の業務範囲>

- ・ 本施設の設計及び施工
  - ※ 設計・施工業務の範囲は、事前調査、測量、地質調査、基本設計、実施設計のほか、用地造成工事、土木工事、建築物、プラント、その他関連設備の工事等、本施設の整備に必要なもの全ての工事を含む。
- ・ 本施設の施工等に伴って発生する建設廃棄物等の処理・処分
- ・ 本事業に必要な許認可手続、設計・施工期間にわたる有資格者の配置、プラントの試運転及び引渡性能試験、長寿命化計画の策定、工事中の環境保全・住民対応等の各種関連業務
- ・ 循環型社会形成推進交付金の申請手続等許認可申請について必要な資料作成等

<プラント工事 高効率ごみ発電施設>

項目	整備概要	備考		
受入れ供給設備	ごみ計量機	ロードセル式、2 基(搬入出用各 1 基)		
	プラットホーム	有効幅員 20m 以上 ピット投入扉 6 基以上(内 1 基はダンピングボックス用)		
	ごみピット	方式	ピットアンドクレーン方式	
		ごみピット容量	8,320m <sup>3</sup> (7 日分)以上	226t/日×7 日 ÷0.1903t/m <sup>3</sup>
	ダンピングボックス	ごみのごみピット投入、ごみの搬入検査を行う		
燃焼設備	前処理設備	可燃性粗大ごみ破碎機(切断式)		
	主要機器	投入ホップ・シュート、燃焼装置、炉本体、助燃装置		
	施設規模	226t/日(113t/日×2 炉)		
燃焼ガス冷却設備	処理方式	全連続燃焼式ストーカ式焼却炉		
	方式	廃熱ボイラ方式		
排ガス処理設備	主要機器	廃熱ボイラ、スートブロワ、ボイラ給水ポンプ、脱気器、エコマイザ、薬液注入装置、連続ブロー装置、蒸気だめ、低圧蒸気復水器、復水タンク、純水装置 等		
	集じん設備	ろ過式集じん器	必要に応じ、触媒脱硝法、減温塔設置	
	有害ガス除去設備	乾式法消石灰等粉末吹込式		
NO <sub>x</sub> 除去設備	燃焼制御方式及び無触媒脱硝法			
余熱利用設備	ダイオキシン類及び水銀除去設備	活性炭系薬剤吹き込み式		
	主要設備	蒸気タービン発電機、熱及び温水供給設備 等	リニューアルするふれあいプラザへ温水供給	
	蒸気タービン発電機出力	逆流流: 3,000kW 未満、受電: 1,000kW 未満		
通風設備	主要設備	押込送風機、誘引送風機、煙突 等	煙突は独立型かつ航空障害灯設置	
	煙突諸元	外筒(1 基)、内筒(2 基)集合煙突(煙突高さ 80m)		
灰出し設備	保管方式	ピットアンドクレーン方式もしくはバンカ方式	主灰、飛灰処理物の流出防止のため、開口部高さ等に配慮	
	飛灰処理設備	資源化の用途に適した処理及び飛灰貯留タンク 等		
給水設備	給水に必要な水槽類、ポンプ類 等	緑地のエリアへも供給		
排水処理設備	生活排水: 下水道(污水管)へ放流 プラント用: 有機系、無機系排水処理に必要な槽類、ポンプ類、薬液タンク類 等			
電気計装設備	受変電設備	高圧受電設備 等	緑地のエリアへも供給	
	計装設備	中央制御方式		

＜プラント工事 粗大ごみ処理施設＞

項目		整備概要	備考
受入れ供給設備	計量設備	高効率ごみ発電施設と共用	
	プラットホーム		
	ごみ貯留設備	屋内ヤード式、(有効3日分以上)	
破碎設備	主要機器	低速回転破碎機、高速回転破碎機	
	施設規模	12t/5h	
搬送設備	型式	ベルトコンベヤ又はエプロンコンベヤ	
選別設備	鉄類	磁力選別機	必要に応じ、風力選別機設置
	不燃残渣、可燃残渣	粒度選別機	
	アルミ類	アルミ選別機	
貯留・搬出設備	可燃残渣	ごみピットへの搬送設備	スプリング貯留ヤードを含む
	不燃残渣	バンカ方式もしくはヤード方式	
	鉄類	バンカ方式もしくはヤード方式	
	アルミ類	バンカ方式もしくはヤード方式	
集じん・脱臭設備		バグフィルタ、排風機、脱臭装置	必要に応じ、サイクロン設置
給水設備、排水処理設備 電気計装設備		高効率ごみ発電施設と共用し、必要な設備を設置	

＜土木建築工事 施設エリア土木建築工事＞

～建築工事 設計方針～

- ・ 厚木市景観条例及び景観形成方針に適合したものとし、明るく清潔なイメージ、機能的なレイアウト、快適で安全な室内環境、部位に応じた耐久性等に留意する。
- ・ プラント機器の配置計画、構造計画並びに建築設備計画は総合的にバランスのとれた計画とする。
- ・ 機種、機能、目的の類似した機器は、できるだけ集約配置する。
- ・ 工場棟 1階部分まではRC構造で計画し、1階開口部すべては耐圧扉等(水深1m以上)を設置する。
- ・ ごみや焼却主灰、飛灰及び飛灰処理物等が施設外へ流出しないよう計画する。また、水没により復旧に時間を要する設備及び電気室は2階以上に設置する。
- ・ 運転員の日常点検作業の動線を考慮し計画する。
- ・ 地下に設置する諸室は、必要最小限にとどめるとともに、配置上分散を避ける。
- ・ 適切な箇所(各ごみ投入扉付近、屋根等)には、安全器具を設置する。

建築機能		整備概要		
耐震性		構造体の耐震安全設計：I類(重要度係数1.5) 建築非構造部材の耐震安全性の分類：A類 建築設備の耐震安全の分類：甲類		
工場棟 (事務所棟と合棟)	受入供給設備	ランプウェイ	勾配：10%以下、幅員：片側通行有効6m以上	
		プラットホーム	水害対策、地下深度軽減のため、2階レベルに設置、監視室・トイレの設置	
		ごみピット	構造：鉄筋コンクリート造(水密コンクリート)、消火設備(放水銃等)の設置	
		ホップステージ	バケット置場、ごみクレーン点検歩廊を設置	
	炉室		点検、整備及び補修等の作業の利便性・効率性を考慮する。 炉室と管理諸室との連絡通路は、前室を設ける	
	中央制御室		管理中枢としての機能が果たせる位置に配置、フリーアクセスフロア	
	集じん器・有害ガス除去設備室		炉室と一体として、構造・仕上・歩廊・換気・照明設備を計画	
	排水処理室、地下水槽		水槽類は、系統ごとに適切な位置に設置	
通風設備室		防音・振動対策を講じる		
灰出し設備室		焼却主灰、飛灰処理物の搬出設備は極力1室にまとめて設置 原則として他の部屋とは隔壁により仕切る。		

建築機能		整備概要	
	電気関係室	機器の放熱、換気に十分留意し、容易な機器の搬入・搬出を考慮	
	運営事業者諸室	必要な諸室 浴室は非常時に避難者等へ開放するため、必ず設置	
事務所棟(組合管理エリア)		玄関・ホール、資料展示コーナー、組合事務室、小会議室、大会議室、書庫、災害用備蓄倉庫等、その他必要な諸室を整備	
付属棟		洗車場、その他	
外構	構内道路及び駐車場	十分な強度と耐久性を持つ構造及び無理のない動線計画とする 構内に災害用マンホールトイレ設備を設置 構内道路動線は、安全面から搬入・搬出車と一般車の動線を分け、交錯しないよう計画する。	
		構内照明	必要な箇所に外灯を常夜灯回路とその他回路に分けて設置 夜間照明器具内にはルーバーを取付け、周辺への光漏れを防ぐ
		構内排水	適切な排水設備を設け、不等沈下、漏水のない計画とする
	造園・植栽工事	敷地内空地は、高木・中木・低木・芝張り等により良好な環境を維持する	
	門・囲障工事	市道B-31号線側に出入口及び門柱、扉を設置 事業用地外周及び施設エリア外周に、高さ1.8m程度の意匠に配慮した耐久性のあるフェンスを設置	
見学者ルート		見学者が安全で自主的に見学や学習を楽しめる魅力的な見学ルートを形成 見学者動線はできる限り一方通行で見学できるようにする 適切な箇所に順路を示した案内板を設ける 各階を移動する際には、階段及びエレベーター両方の使用が可能とする バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮する 見学者動線以外に侵入できないようセキュリティを明確に設ける 炉室の内部が見える見学者窓を設置し、ごみ焼却量と温度を炉ごとに表示する 発電機の見学には、現在の発電量や売電量が分かるような表示をする	

＜その他土木建築工事＞

- ・ 「ごみ中間処理施設整備基本設計(R1.10)」に基づき、事業者にて実施設計及び工事を行う。

工事項目	工事内容
災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)工事	災害廃棄物一時保管場所を整備 平時機能として住民へ緑地のエリアとして開放 雨水排水設備、園路広場設備、汚水排水処理設備、植栽、電気設備、給水設備、その他導入設備(管理施設、遊戯施設、休憩施設等)
用地造成工事	既存工作物の撤去、T.P.+25.50mを造成基準高さとした全体盛土造成 別途公共工事で発生する掘削ズリ(最大粒径φ300mm程度)を盛土材として使用、盛土材の碎石・調整を含む
上水道工事	本施設への上水供給に必要な工事として、上水道本管までの事業用地外の新管整備、接続を行う。
下水道工事(汚水、雨水)	本施設からの排水に必要な工事として、下水道(汚水、雨水)本管までの事業用地外の新管整備、接続を行う。
道路工事	事業用地の盛土に伴う地盤高の変動、車両アクセス性を踏まえた道路拡幅等のため市道改良工事を行う。
水路付替え工事	事業用地内の用水路撤去に伴い、流入する用水を事業用地外にて付替え整備を行う。

### 3. 本施設の運営に係る業務

#### <組合の業務範囲>

業務項目	業務内容
処理対象物の搬入業務 (構成市町村の所掌)	処理対象物の収集・運搬、本施設への搬入
運営モニタリング業務	事業者の運営業務に対するモニタリング
焼却主灰等運搬・処分業務	本施設から発生する焼却主灰及び飛灰、飛灰処理物、不燃残渣、有価物(鉄、アルミ)を資源化業者等へ運搬・搬出
組合事務室の日常清掃業務	組合事務室の管理及び日常清掃
災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)の管理業務	平時における緑地エリアの管理
住民対応業務	住民からの苦情や意見等の対応
見学者対応業務	本施設への見学者の受付、学校及び行政機関等団体の案内
運営費支払業務	事業者へ運営費用の支払い

#### <事業者の業務範囲>

業務項目	業務内容	
受付業務	搬入車両に対しての受付・料金徴収・案内・指示	
運転管理業務	搬入管理	プラットホーム内の搬入車両の案内・指示 処理不適物がないことの確認、定期的な搬入検査の実施
	適正処理	処理対象物を関係法令、公害防止基準等を遵守し、適正処理
	搬出物の保管及び積込	焼却主灰、飛灰処理物及び処理不適物等の適切な保管及び積込
	搬出物の性状分析	焼却主灰、飛灰処理物及び処理不適物等の計量、定期的分析・管理
	災害発生時等の協力	災害廃棄物の受入れ可能量及び処理方法の検討や処理への協力、避難者支援への協力
	運転計画・マニュアル等の作成	運転管理に関する各種計画、マニュアル、管理記録等の作成
維持管理業務	維持管理業務	本施設が30年間以上にわたり基本性能を発揮できるための維持管理
	備品・什器・物品・用役の調達・管理	本施設に関する備品・什器・物品・用役の調達、管理
	点検・検査計画の作成、実施	本施設の運転に極力影響を与えない効率的な点検・検査計画の立案、実施
	補修更新計画の作成、実施	本施設の基本性能を維持するための補修更新計画の立案、実施
	精密機能検査	法令に基づいた、3年に1回以上の第三者による精密機能検査の実施
	土木建築設備の点検・検査、補修更新	土木・建築設備の主要構造部、一般構造部、意匠及び仕上げ、建築電気設備、建築機械設備等の定期的な点検、適切な修理交換等の実施
	施設保全計画の更新及び実施	本施設の施設保全計画の必要に応じた更新、基本性能を維持するために必要な点検・検査、補修・更新、精密機能検査等の実施
改良保全	改良保全に関する計画の立案、実施	
情報管理業務	各種業務に関する計画・報告書の作成、組合への提出 本施設に関する各種マニュアル、図面等の本業務期間にわたる管理更新	
環境管理業務	環境保全基準の設定、環境保全計画の策定、基準の遵守	
防災管理業務	防火管理、作業毎のリスクアセスメントの実施等による災害発生の防止対策、二次災害の防止対策、緊急対応マニュアル等の作成、自主防災組織の整備、防災訓練の実施、必要に応じた施設の改善、事故報告書の作成	
余熱利用及び売電業務	余熱はリニューアルするふれあいプラザへ温水供給。 発電電力は、災害廃棄物一時保管場所(緑地のエリア)を含む場内使用、余剰分は売電、売電収益は組合帰属	
保安・清掃・住民等対応業務	本施設の清掃管理、植栽管理、警備防犯及び住民対応等の実施	
見学者対応業務	見学者に対する施設の案内、事業内容や施設の稼働状況及び環境保全状況等の説明 見学者対応は、月曜日から土曜日(休日を除く)を原則	

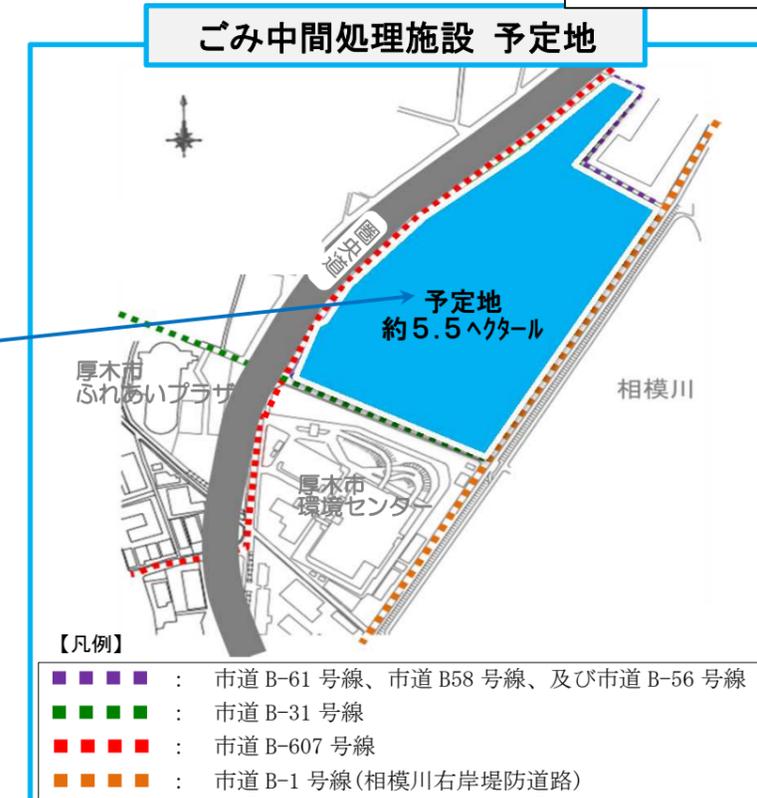
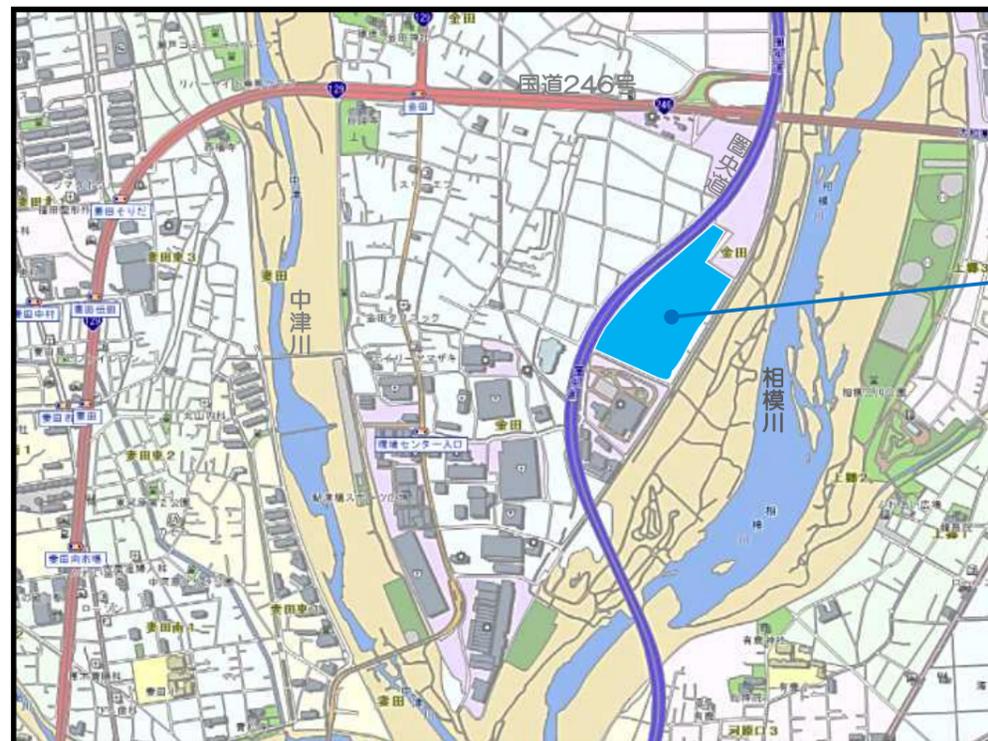
## ごみ中間処理施設

ごみ中間処理施設は、ごみ処理広域化を実現するため、厚木市・愛川町・清川村で構成される厚木愛甲環境施設組合(平成16年4月設置)によって新たに整備する、ごみ焼却施設及び粗大ごみ処理施設です。

厚木愛甲環境施設組合では、平成28年度から環境アセスメント及び施設の基本設計に着手し、令和7年度の施設稼働を目指しています。

施設整備にあたっては、周辺環境と調和した皆さまに愛される施設となるよう、予定地には焼却施設とともに約3.7ヘクタールの緑地を一体で整備する計画です。

### 1 予定地



### 2 施設整備の基本方針

#### 1 環境にやさしい施設

施設周辺の生活環境保全に配慮した施設とします。

#### 2 安全に配慮した施設

敷地周辺住民が安心して生活できる施設とします。

#### 3 安全稼働に優れた施設

維持管理が容易で、耐久性に優れ、トラブルが無く連続運転できる施設とします。

#### 4 処理性能に優れた施設

最新のごみ処理技術を取り入れた、処理性能に優れた施設とします。

#### 5 資源循環・エネルギー利用に優れた施設

施設から発生する熱エネルギーを効率よく有効に利用する施設とします。

#### 6 経済性に優れた施設

設備は合理的でコンパクトなものとし、建設費、維持管理費を節減した施設とします。

#### 7 周辺環境と調和する施設

建物の形状や色彩及び敷地周辺の緑化を十分配慮した施設とします。

#### 8 住民に愛される施設

住民が集い、学び、触れ合うことのできる機能を導入した施設とします。

#### 9 地域の防災拠点となる施設

大規模災害に備え、地域住民の避難所としての機能や災害廃棄物一時保管場所を備えた施設とします。

### 3 施設規模

項目 / 施設	ごみ焼却施設	粗大ごみ処理施設
計画目標年次 (年度)	2025(令和7)年度	2025(令和7)年度
計画処理量 (年間)	55,078 t	2,380 t
施設規模 (処理量)	226 t / 日	12 t / 日

#### 【ごみ焼却施設】

計画目標年次処理量 (t/年) (A)	日量換算 (B)=A/365	実稼働率 (C)	調整稼働率 (D)	通常分 (E)=B/C/D	施設規模 (t/日) E×110% ※
55,078	150.9	0.767	0.96	205	226

#### 【粗大ごみ処理施設】

計画目標年次処理量 (t/年) (A)	日量換算 (B)=A/365	実稼働率 (C)	月最大変動係数 (D)	通常分 (E)=B/C×D	施設規模 (t/日) E×110% ※
2,380	6.5	0.680	1.15	11	12

※ 施設規模は、国の方針に従い、災害廃棄物受入分を見込み、通常分+10%とします。

### 4 公害防止計画

#### (1) 排ガスの基準

項目	法規制値	自主規制値
ばいじん	0.04 g/m <sup>3</sup> N 以下	0.005 g/m <sup>3</sup> N 以下
硫黄酸化物	2427 ppm以下 (※K値=11.5)	10 ppm 以下
塩化水素	430 ppm 以下	10 ppm 以下
窒素酸化物	250 ppm 以下	20 ppm 以下
ダイオキシン類	0.1 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下	0.01 ng-TEQ/m <sup>3</sup> N 以下
一酸化炭素	100 ppm 以下	30 ppm 以下

※項目にない水銀については「大気汚染防止法」の規制値、またカドミウム・鉛等については「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制値を遵守します。

※煙突の高さは80m、幅は8m以上(高さの10分の1以上)にします。

#### (2) 排水の基準

厚木市の下水道条例基準値以下とします。

#### (3) 騒音振動の基準

神奈川県生活環境の保全等に関する条例における基準値以下とします。

#### (4) 臭気の基準

厚木市の臭気指数規制値以下とします。

# ごみ中間処理施設の概要

## 5 施設配置図



## 7 完成予想図 (南東側から)



## 6 整備スケジュール

項目	年度							
	2018 平成30	2019 令和1	2020 令和2	2021 令和3	2022 令和4	2023 令和5	2024 令和6	2025 令和7
施設基本設計	→							
施設規模検討	→							
環境影響評価	予測評価	→						
	事後調査					→		
都市計画決定	→							
用地取得		→						
要求水準書作成 事業者選定	→							
実施設計 土地造成、建設工事等					→			